

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
翌日の翌日)

目次

- ◇ 告 示 ひな白痢検査の実施
- 入会林野整備計画の認可
- 県道の路線の認定
- 県道の路線の廃止
- 道路の区域の決定
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始

告 示

鳥取県告示第二百八十六号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応

別表

実施期日	実施区域	実施場所
五月 九日	鳥取市	各種鶏場
" 十日	"	"
" 十二日	"	"
" 十三日	"	"
" 十四日	"	"
" 十五日	船岡町	"
" 十六日	"	"
" 十七日	"	"
" 十九日	気高町	"
" 二十日	"	"
" 二十一日	"	"
" 二十二日	鳥取市	"
" 二十三日	郡家町	"
" 二十四日	"	"
" 二十六日	"	"
" 二十七日	智頭町	"

二十八日	河原町
二十九日	河原町
三十日	河原町
三十一日	河原町

鳥取県告示第百八十七号

東伯郡三朝町木地山入会林野整備組合代表者三朝町木地山六八七番地小
 椋光治から申請のあった入会林野整備計画については、入会林野等に係る
 権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）
 第十一条第一項の規定により昭和四十四年五月一日認可したので、同法同
 条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第一項の規定に基づき、
 県道の路線を次のように認定する。
 その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十四年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	終起点	重要な経過地
149	東郷羽合線	東郷町（県道倉吉青合線との交点） 羽合町（国道九号との交点）	
198	智頭停車場線	智頭町智頭停車場 智頭町（国道五十三号との交点）	

鳥取県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定に基づき、
 次の県道の路線を廃止する。
 その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十四年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	終起点	重要な経過地
135	手間停車場線	会見町手間停車場 会見町（県道伯太岸本線との交点）	
136	法勝寺停車場線	西伯町法勝寺停車場 西伯町（県道米子石見新見線との交点）	
149	宮内藤津線	東郷町大字宮内 東郷町大字藤津	

鳥取県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十四年五月六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十四年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種別	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	東郷羽合線	東伯郡東郷町大字松崎字城山六六八の先から 羽合町大字二の千石一、九八九の一の先まで	五・〇 一五・〇	七、一八二・〇
"	智頭停車場	八頭郡智頭町大字智頭字掛上り一八一一の一〇から	六・五	六二〇・〇
"	場 線	内乙五一八まで	七・五	

鳥取県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十四年五月六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十四年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種別	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
国道	国道五三号	八頭郡智頭町大字埴師字塩田河原五三の三から 田三五の七まで 字上塩	三・八 四・五	二七九・〇
"	"	八頭郡用瀬町大字古用瀬字中川原四四九の二から 大字用瀬下河原 五二九の三まで	四・五 九・〇	一、六八五・〇

道路の種別	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	智頭佐用線	八頭郡智頭町大字智頭字町の内乙五四六の先から 大字駒掃字龍ヶ 途六八五の先まで	三・五 二二・八	一三、八〇三・〇
"	津山加茂智頭線	八頭郡智頭町大字智頭字岩崎一二の一の先から 大字駒掃字龍ヶ 途六八五の先まで	四・一 二二・八	一四、二六〇・〇
"	茂智頭線	八頭郡智頭町大字西字塚字北谷南谷七五七の四一の先から 大字智頭字道ノ 下一、六四二の二六の先まで	三・五 二一・五	一一、六九六・〇
"	"	八頭郡智頭町大字西字塚字北谷南谷七五七の四一の先から 大字智頭字町の 内（一般国道五三号交点）まで	三・五 二一・五	一一、七五一・〇

湯原用瀬線		変更前		八頭郡佐治村大字杼原界(辰巳峠)から用瀬町大字用瀬(一般国道五三号交点)まで	二・〇 二五・八	二一、九九〇・〇
変更後		変更前		東伯郡三朝町大字福本界から八頭郡佐治村大字杼原界(辰巳峠)から用瀬町大字用瀬(一般国道一七九号交点)まで	三・五 二二・五	七、五六七・〇
変更後		変更前		東伯郡三朝町大字福本界から東伯郡三朝町大字福本界(国道五三号交点)まで	二・〇 二五・八	二二、九一六・四
変更後		変更前		東伯郡三朝町大字福本界から祖一、〇二〇の先まで	三・五 二二・五	一八、一九三・〇
変更後		変更前		八頭郡用瀬町大字用瀬字屋敷下夕側中五〇四の一の先から下側下モ三五二の二の先まで	七・〇	六八・〇
変更後		変更前		八頭郡用瀬町大字用瀬字屋敷下夕側中五〇四の一の先から中川原四七六の三まで	四・五 九・〇	一、五六八・〇

鳥取県告示第二百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十四年五月六日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十四年五月六日から二週間鳥取県土木部道路課

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

において一般の縦覧に供する。

昭和四十四年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	供用開始の期日
県道	東郷羽	先から	東伯郡東郷町大字松崎字城山六六八の	昭和四十四年五月六日
合線	先まで	羽合町大字光吉字長ヶ坪六四の		